

# 女性の働き方と税制

経済財政諮問会議民間議員説明資料(14. 10. 26)

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

森信茂樹

# 女性の自立を支援する税制

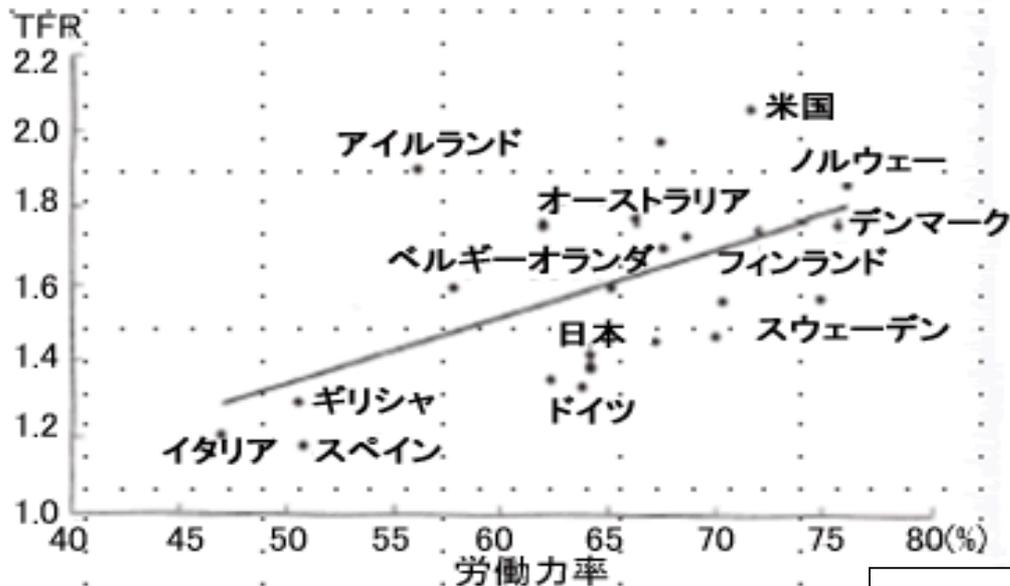
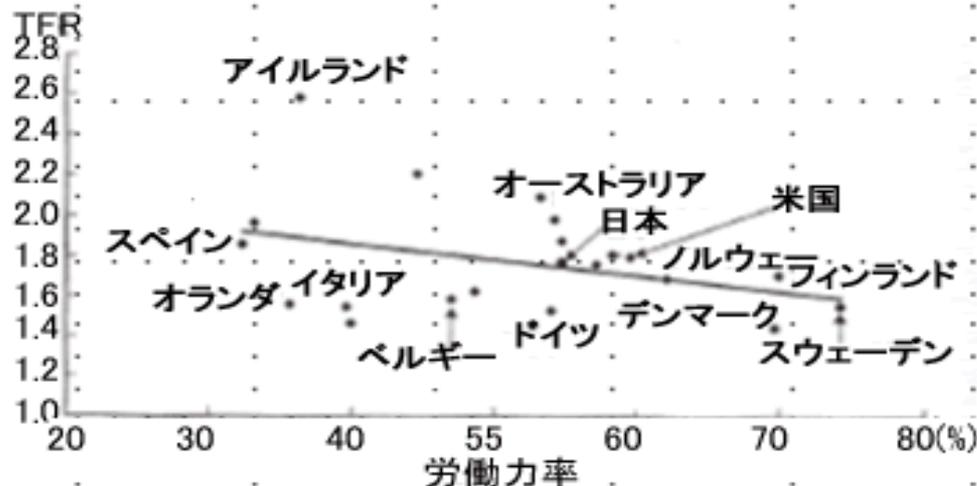
- 配偶者控除の存在理由は、「内助の功」か「子育てへの評価」だが、女性の働き方に中立でなく、社会的使命を終えている。
  - 本来の改革は、廃止して、6000億円の財源をもとに
    - a) 児童税額控除を創設する
    - b) 児童手当にする
    - c) 子ども・子育て対策に活用する
- しかし、ドラスティックな改革になる。そこで・・
- 女性労働に中立な税制に「改組」する  
「移転的基礎控除」の導入
  - 別途、多様な子育て方法に中立な税制の導入  
ベビーシッター代などが経費控除できる道を開く→  
例えば勤務必要経費として、「特定支出控除」の拡大

# 配偶者控除

## 存在理由とその批判

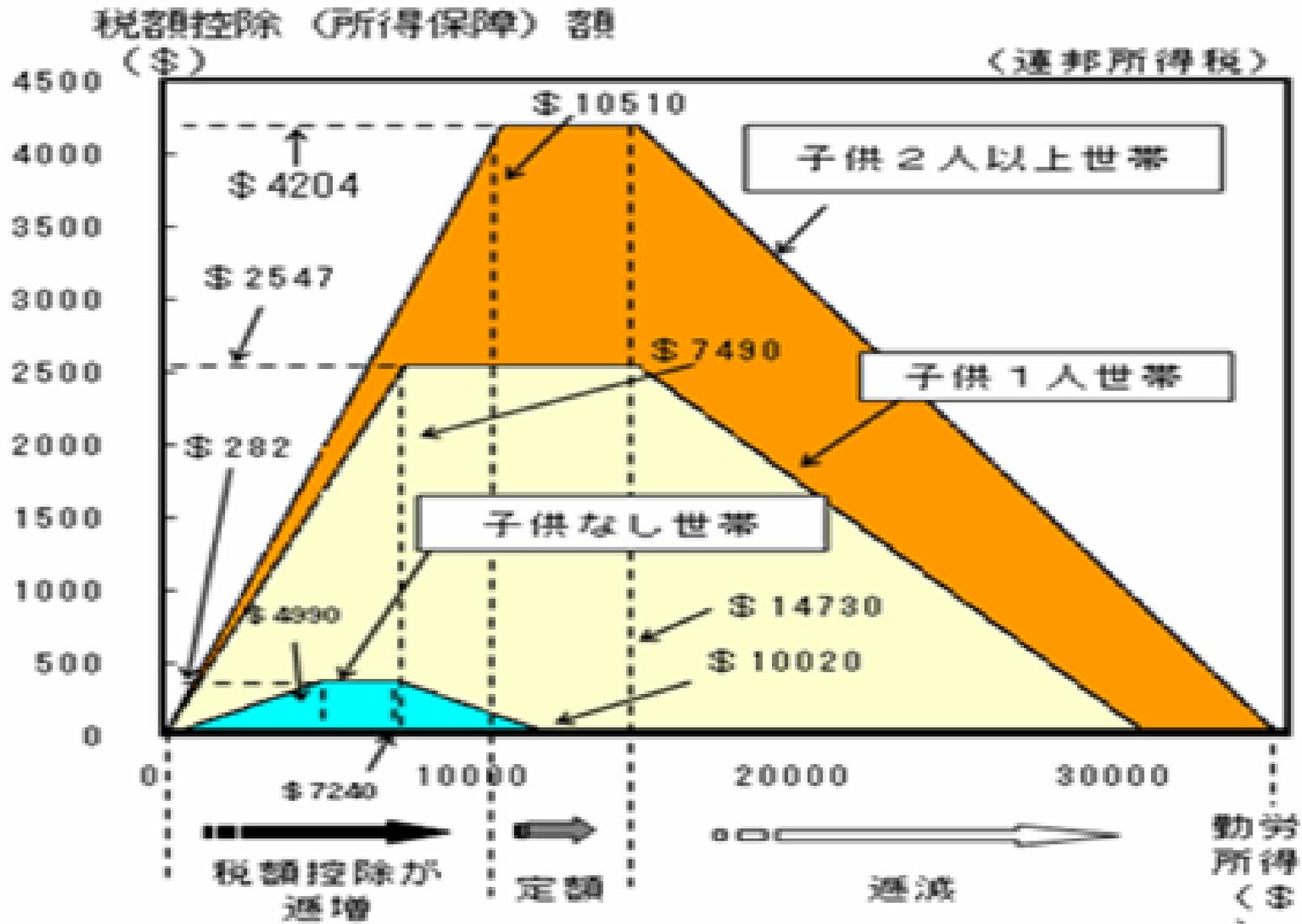
- 「専業主婦」は家計に追加的な生計費がかかるので担税力が落ちる  
←主婦の家事労働は、本来課税されるべき帰属所得を生み出している
- 妻は家庭内の勤めを果たす「内助の功」で夫の所得の稼得に貢献している  
るので配慮すべきだ  
←「内助の功」は共稼ぎの場合でも生じている
- 専業主婦を優遇することが子化対策につながる  
←配偶者控除は、子供がいない専業主婦にも適用されている。OECD諸国は、女性の労働力率を引きあげつつ出生率も増加させてきた。
- これらに加えて、配偶者が就業しても、所得が103万円以下であれば、自らには課税関係が生ぜず、夫は配偶者控除が受けられるので、「二重控除」ではないかという税の公平性の観点からの批判もある。

# 女性労働力率と出生率(OECD統計等)



OECD統計から筆者作成

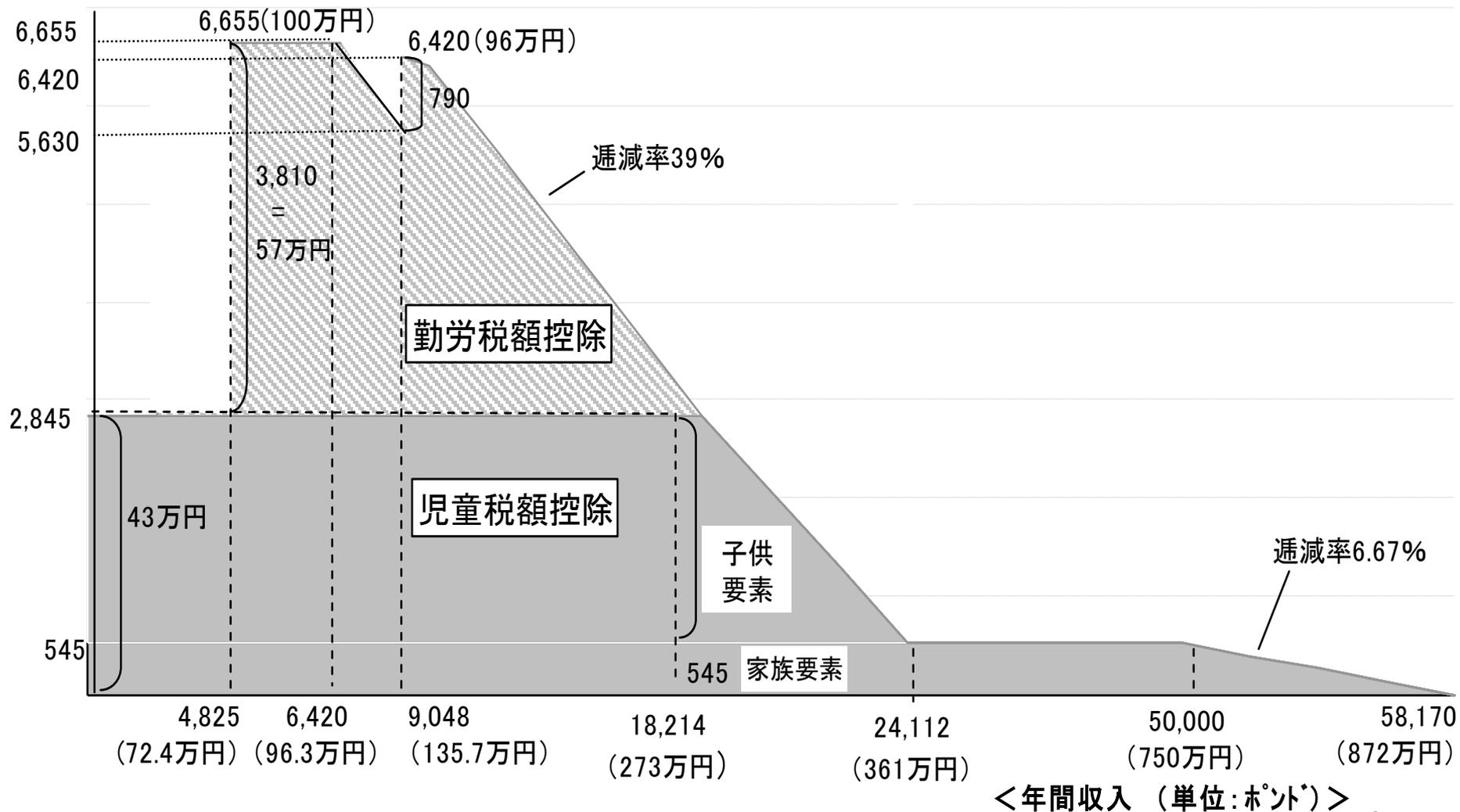
# 米国の給付つき税額控除の概要



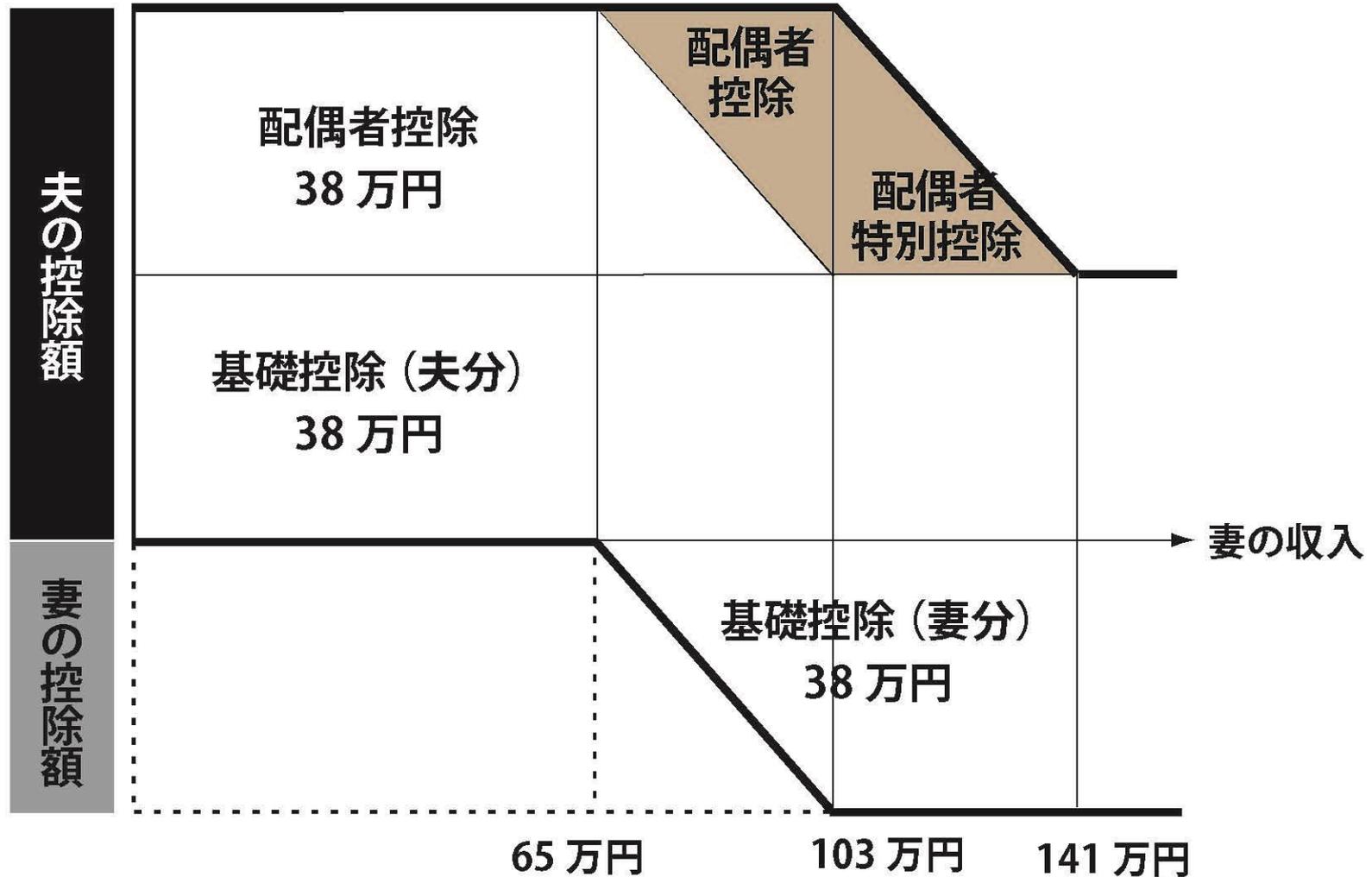
出典:平成19年度経済財政白書

# 英国の給付付き税額控除

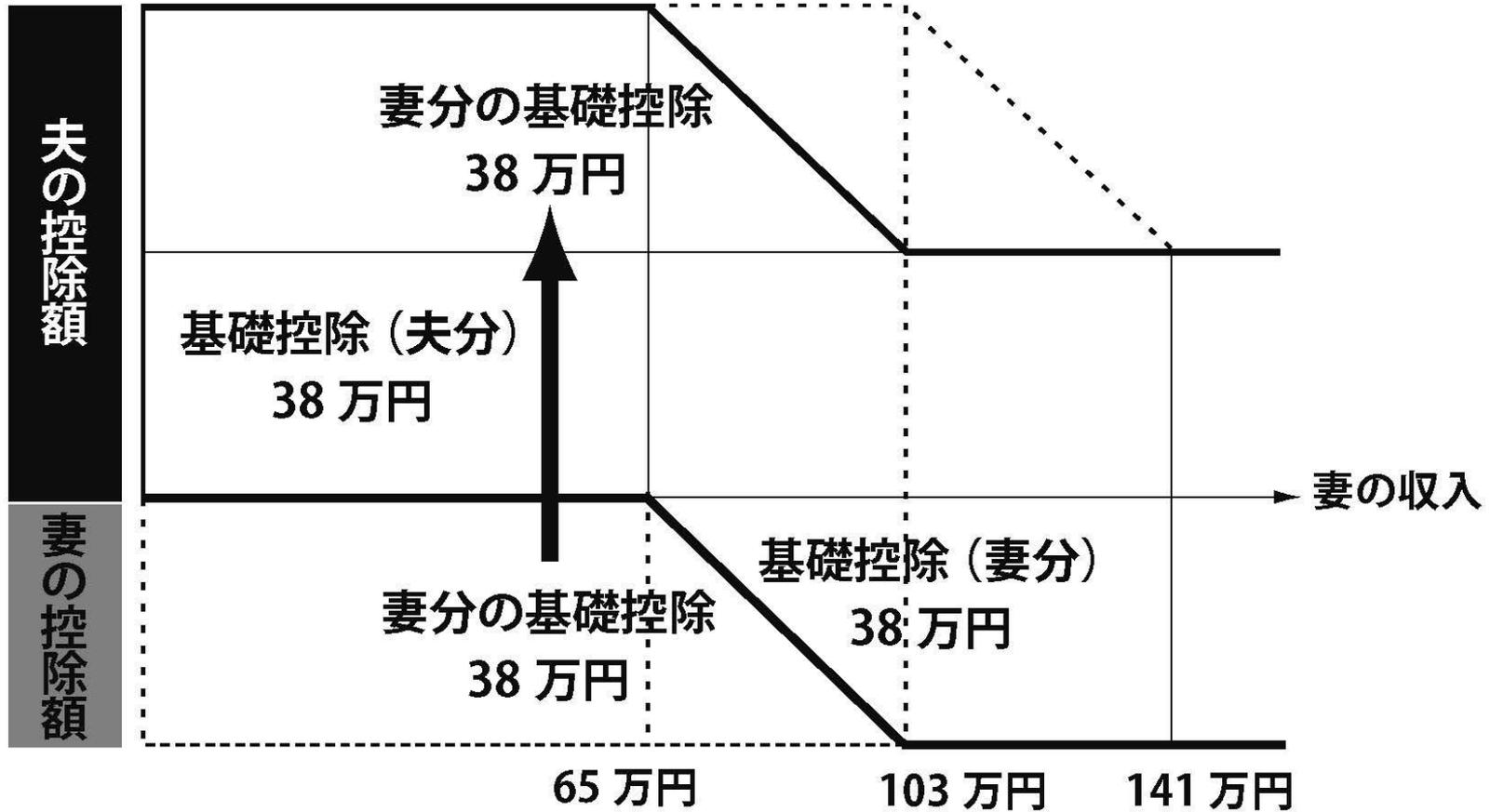
<税額控除額 (単位:ポンド)>



# 現行の所得控除（基礎控除・配偶者控除等）



# 移転的基礎控除—「家族控除」(仮称)



妻の給与収入が65万円までは給与所得控除の最低保証があり妻は38万円の基礎控除が使えないので、その部分を夫が使えるようにする(移転可能)。現在この世帯は、配偶者控除を使っており税負担は変わらない。妻の収入が65万円から103万円の場合、妻は65万円を超える部分の基礎控除が使えるが、使い残し(給与収入-65万円)が生じているので、その分は夫が使えること(移転可能)とする。103万円を超え141万円までは、妻は自らの基礎控除38万円を満額使う(夫に移転する基礎控除はない)。妻の収入にかかわらず、夫婦の控除額は38万円+38万円の76万円と同一になる。図の青色部分がなくなることになる。

# 移転的基礎控除（「家族控除」）のメリット

- 1、配偶者控除を廃止するので、企業の家族手当なども103万円の根拠を失う。この分は別途労使の話し合いで給与の充実に。
- 2、そうなれば、103万円での就労調整はなくなる。（130万円への対応は別途）
- 3、家族で控除を共有するという考え方は、オランダ型のワークライフバランスに親和性がある。
- 4、65万円から141万円の税負担増加に伴う  
 税収は子育て支援の財源とする。

# 個人単位か世帯単位か

- それぞれ利害得失があり、どちらが決定的に優れているというわけではない
- 世帯単位一家族は扶養しあい同じ消費単位で経済活動を行っているので世帯単位で担税力を測ることは自然。しかし、既婚者と単身者との間の税制上の不公平、婚姻の中立性に影響、専業主婦家庭と共稼ぎ家庭との公平性などの問題を生じさせる。
- 累進税率の下での世帯単位税制は、同一の所得を有する世帯間(共稼ぎ、片稼ぎ)では税負担は同じになるが、結婚すると高い税負担が生じる(婚姻ペナルティー)。これを避けようと二分二乗(合算分割)方式をとると、同一の所得を持つ単身者と既婚者との間の不公平が生じる(婚姻ギフト)。また共稼ぎ世帯より専業主婦世帯の方が有利になり、専業主婦の就業インセンティブにも影響を与える(追加的所得に高い限界税率が適用される)。
- わが国は、シャープ税制以降個人単位。家族間での所得分配による租税回避、同一所得を稼ぐ片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯とでは共稼ぎ世帯が有利、等の問題がある。
- 世界の税制は個人単位と家族単位の折衷方式。米国では、個別申告と共同申告の選択制、英国では、90年に個人単位課税に移行、ドイツでは、個人単位課税と夫婦単位課税の選択。フランスは、N分N乗方式。
- わが国としては、個人単位から世帯単位や選択制に変更する特別の理由はない。世帯や個人のライフスタイルが多様化していることから、個人単位課税は合理性がある。

# N分N乗方式

- 世帯単位課税の考え方にに基づき、まず夫婦及び扶養子女の所得を合算する。次にこの合計所得を、家族の人数に応じた家族除数(N)で除した金額を算出し、ここから税率不適用所得(いわゆる「ゼロ税率」適用所得)を控除する。最後に、この金額に税率を適用して得られる税額にNを乗じ、世帯全体で納めるべき税額を算出する。
- 適用税率の平均化とあいまって、子供を多く抱える世帯の負担軽減に寄与する。
- 問題点一適用される累進税率が平均化されるため独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になる、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になる、高額所得者に税制上大きな利益を与える、などの問題あり。

# 世帯単位課税(N分N乗方式)の税負担変化(試算)

	専業主婦世帯	共稼ぎ世帯		
		夫婦のみ	夫婦のみ	夫婦子2人
所得	夫1000万円	夫700万円 妻300万円	夫500万円 妻500万円	同左
個人単位 税負担	200万円	120万円	100万円	100万円
N分N乗 方式での 税負担	100万円  (1000 ÷ 2 = 500 500 × 10% = 50 50 × 2 = 100)	100万円  (同左)	100万円  (同左)	50万円  $1000 \div 3 \times 5\% \times 3 = 50$
差し引き 減税額	100万円	20万円	ゼロ	50万円

注 平均税率を、1000万円では20%、700万円では15%、500万円では10%、300万円台では5%、各種控除はなしと単純化。

# ベビーシッター代などは特定支出控除の対象に

- ・平成25年分の所得税から、給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ、給与所得者の実額控除の機会が拡大した。

## 《範囲の拡大》

- ・弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加された。

## 《適用判定の基準の見直し》

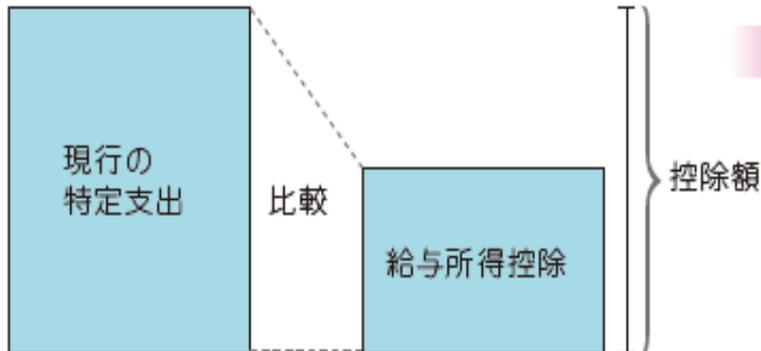
- ・適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和された。

## 【特定支出控除の概要】

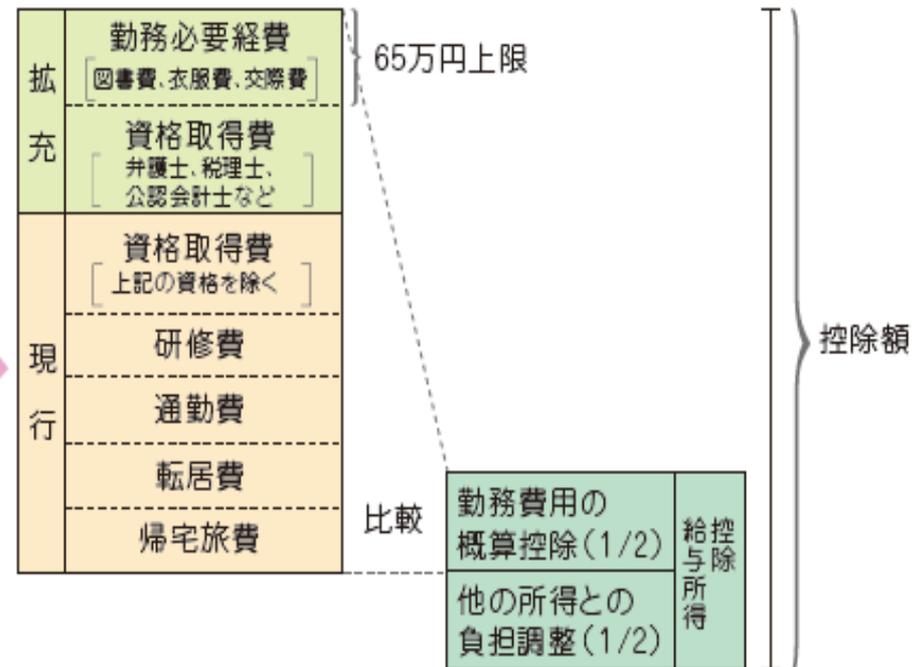
- ・特定支出控除は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度。
- ・特定支出とは、以下の①から⑥に掲げる支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたもの。

# 特定支出控除の概要

【改正前】



【改正後】



## 勤務必要経費

次に掲げる支出(最大限 65 万円まで)が職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたもの(「勤務必要経費」)。(所法 57 の2 ②六、所令 167 の3⑤⑥、所規 36 の5①六～八)

- ①書籍、新聞、雑誌その他の定期刊行物等で職務に関連するものを購入するための支出(「図書費」)
- ②制服、事務服、作業服等の衣服で勤務場所において着用することが必要とされるものを購入するための支出(「衣服費」)
- ③交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為(「接待等」)のための支出(「交際費等」)